

東海市 業務継続計画

【地震対策編】

本編

令和3年（2021年）12月改訂

目次

はじめに	1
用語の定義	2
第1章 基本的な考え方と基本方針	3
1 業務継続計画の一般論	3
2 非常時優先業務とは	5
3 BCPと地域防災計画との関係	5
4 南海トラフ地震臨時情報の取扱い	6
5 本計画の対象とする組織の範囲	6
6 本計画の発動と解除	7
7 本計画の基本方針	8
第2章 計画策定の前提条件	9
1 想定地震と条件	9
2 被害想定	11
3 職員参集予測	21
第3章 非常時優先業務（1ヶ月間）の実施体制	23
1 非常時優先業務の実施体制への移行	23
2 職務代行	23
3 職員の参集及び非常時優先業務実施に際しての任務	24
第4章 非常時優先業務の選定	25
1 非常時優先業務の選定基準	25
2 発災後の経過時間ごとの非常時優先業務の着手の考え方	26
3 選定後の結果	29
第5章 非常時優先業務における課題と対応	32
1 課題の選定基準	32
2 課題と対応	32
第6章 今後の取組み	38
1 本計画の推進	38
2 教育・訓練	38
3 本計画の更新	38

はじめに

平成7年（1995年）1月17日の早朝に発生した阪神・淡路大震災では、職員自身が被災してしまったこと、そして職員への防災教育が不十分であったこともあり、当日参集した職員が、多い自治体では約40%、少ない自治体だと約20%と、災害対応に当たる職員が不足し、さらに、非常食の備蓄や燃料の確保等の備えが十分になされていなかったため、どの自治体もスムーズに災害対応を行うことができませんでした。

また、平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災では、被災した多くの自治体が行政機能の停止を余儀なくされ、津波の被害を受けた自治体では、庁舎自体が津波で被災し、多くの職員が津波の犠牲になるなど、災害対応を行う場所も職員も失ってしまいました。さらに、ライフライン機能や交通機能、通信機能が失われたことにより、外部との連絡も絶たれ、業務の継続は困難を極めました。

現在、「南海トラフ地震」の発生が懸念されています。その地震が発生した場合には、本市の庁舎や職員も、過去の大震災と同様に被災し、人、物資、情報、ライフライン等に制約を受け、本市の機能が著しく低下することが予想されますが、そうした場合でも、行政機能を早期に回復させ、市民への行政サービスをいち早く再開させるために、停止することができない業務や一時的に停止しても直ちに再開すべき業務を選定し、実施していかなければなりません。

東海市業務継続計画【地震対策編】（以下「本計画」という。）は、大規模災害が発生した場合であっても、時間の経過とともに変化する業務に対応できるよう、業務を整理したのですが、災害は計画どおりには起こらないため、大規模災害時には、本計画を基に、応用を利かせて業務を行うことが求められます。

また、令和元年（2019年）5月から南海トラフ地震臨時情報の提供が開始されたことに伴い、東海市業務継続計画【地震対策編】の見直しを行いました。

用語の定義

用語	説明
本計画	東海市業務継続計画【地震対策編】のこと。
BCP	「Business Continuity Plan」の略で、業務継続計画のこと。 なお、企業等において作成するBCPは、事業継続計画と呼び、被災しても事業を継続し、さらには被災により損失した費用をどのように取り戻すかを目的としたものであるが、自治体においては、行政機能の早期回復と市民へのサービス提供を目的とした計画である。 本計画では、「BCP」という用語を、全般的な業務継続計画として取り扱うこととする。
大規模災害	本計画では、震度6弱以上の地震又は震度5弱以下であっても本市に甚大な被害を及ぼす地震による災害のこと。
発災時	大規模災害が発生した時。
通常業務	平常時に行っている業務。
応急対策業務	地域防災計画上の「災害応急対策」のことで、被災により発生する避難所開設、物資支給、遺体処理及び応援要請、救出、救助、支援等に関する業務又は市が管理する施設（道路、河川及び上下水道等を含む。）の仮工事等の応急措置に関する業務。
復旧業務	地域防災計画上の「災害復旧」のことで、本格的に復旧・復興するための業務。
災害対応業務	発災時に実施する業務で、応急対策業務及び復旧業務のこと。
非常時優先業務	発災から1ヶ月以内に優先して着手すべき業務。
必要資源	職員（マンパワー）、建物、通信、資機材、燃料、ライフライン等大規模災害時に業務を実施するために必要なもの。
本部長	災害対策本部長のことで、市長がその役割を果たす。
副本部長	災害対策副本部長のことで、副市長及び教育長がその役割を果たす。
本部員	災害対策本部員のことで、部長及び部長に相当する職にある者のうち、市長が指名したもの。
本市	東海市全域のこと。
東海市役所	内部組織（総務部、企画部、市民福祉部、環境経済部、都市建設部、水道部、消防本部、会計管理者、教育委員会、監査委員事務局、農業委員会、議会事務局）のこと。
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ地震の発生可能性が高まった時に気象庁から発表され、「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調査終了」のいずれかのキーワードが付く。本市における防災対応については、「東海市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針」を参照。

第1章 基本的な考え方と基本方針

1 業務継続計画の一般論

(1) 説明

「業務継続計画」(Business Continuity Plan、以下「BCP」という。)とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる必要資源に制約がある条件下において、大規模災害が発生して1ヶ月以内に着手する災害対応業務及び優先すべき通常業務(以下「非常時優先業務」という。)を特定するとともに、必要資源の確保・分配や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について事前に必要な措置を講じることにより、大規模災害時にあっても、適切に業務を執行し、行政機能の早期回復と業務継続力の向上を図ることを目的とした計画である。

(2) 効果

BCPが策定されていない場合は、大規模災害の発災により、通常業務が中断し、使用できる必要資源を考慮しながら、実施する業務をその場で検討しなければならず、業務対応が長引き、復旧・復興が遅れることが考えられる。

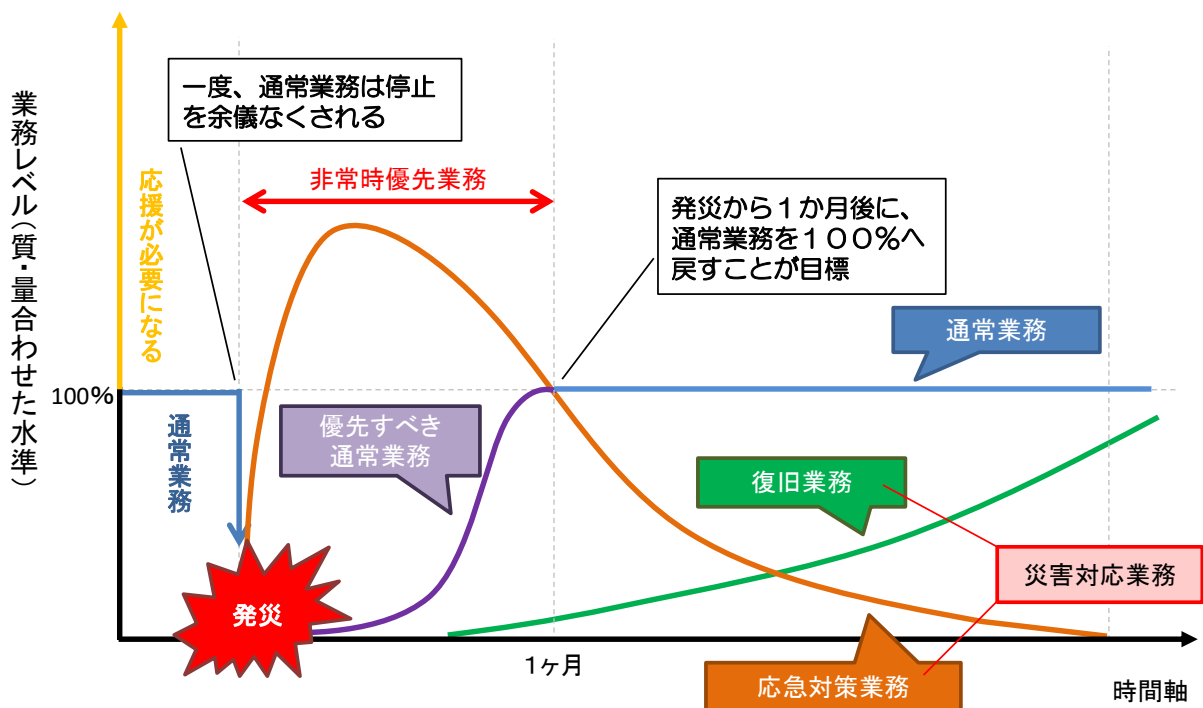


図1-1 BCP導入後の発災時に実施すべき業務の種別と推移イメージ

しかし、BCPを策定して必要な措置を講じることにより、図1-1に示すように、発災後に膨大な量の応急対策業務から着手し、窓口業務等の優先すべき通

常業務を徐々に開始しながら、1ヶ月後にはほとんどの通常業務が再開できるような体制を整えるとともに、復旧業務を実施するなど、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上が期待でき、自治体の本来の姿を早期に実現させることができる。

業務を実施する上での業務量は、図1-2に示すように、応急対策業務から応急対策業務及び通常業務、さらに電気やガス等のライフラインが回復するであろう1~2週間後には、応急対策業務、通常業務及び復旧業務を実施しなければならず、自治体がなすべき業務は膨大となり、応援要請をするなどして、外部の関係機関等との連携が必要となる。

そのためにも、BCPや各種マニュアル等において、次々に実施すべき業務を交通整理しておき、どのような手順や手段で実施すべきかを明確にしておかなければならない。

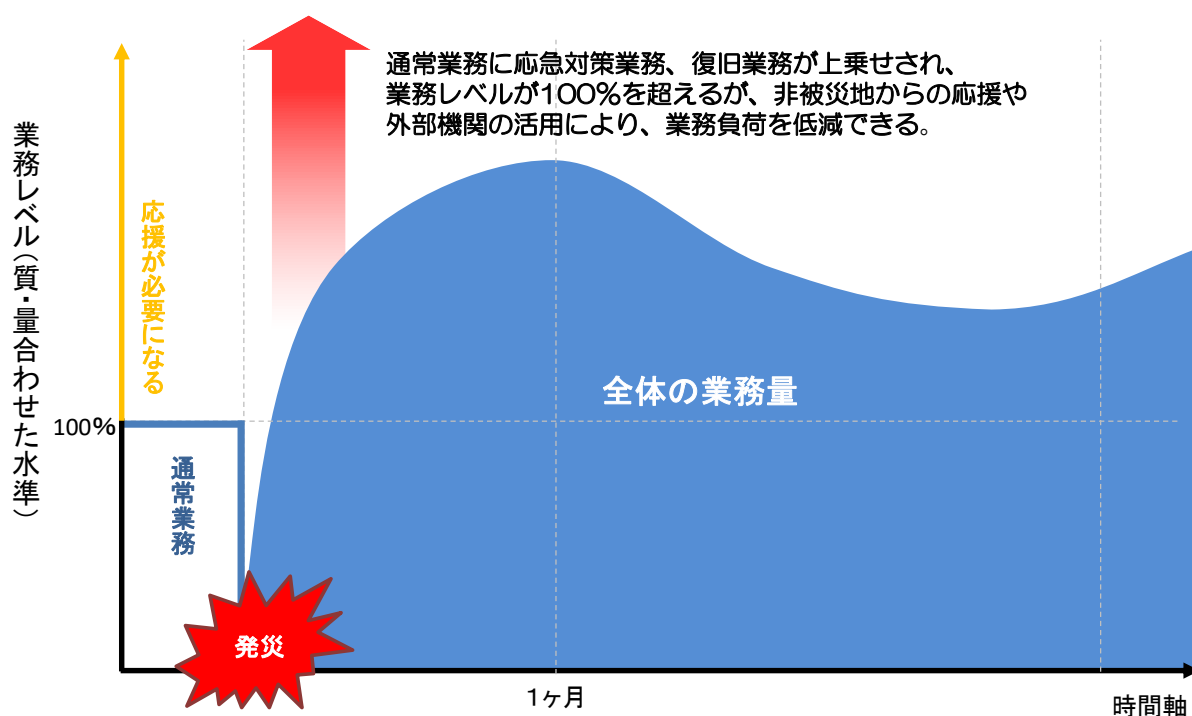


図1-2 BCP導入後の発災後の業務量推移イメージ

2 非常時優先業務とは

大規模災害時に実施する業務のうち、発災時から1ヶ月以内に着手しなければならない業務を指す。(図1-3)

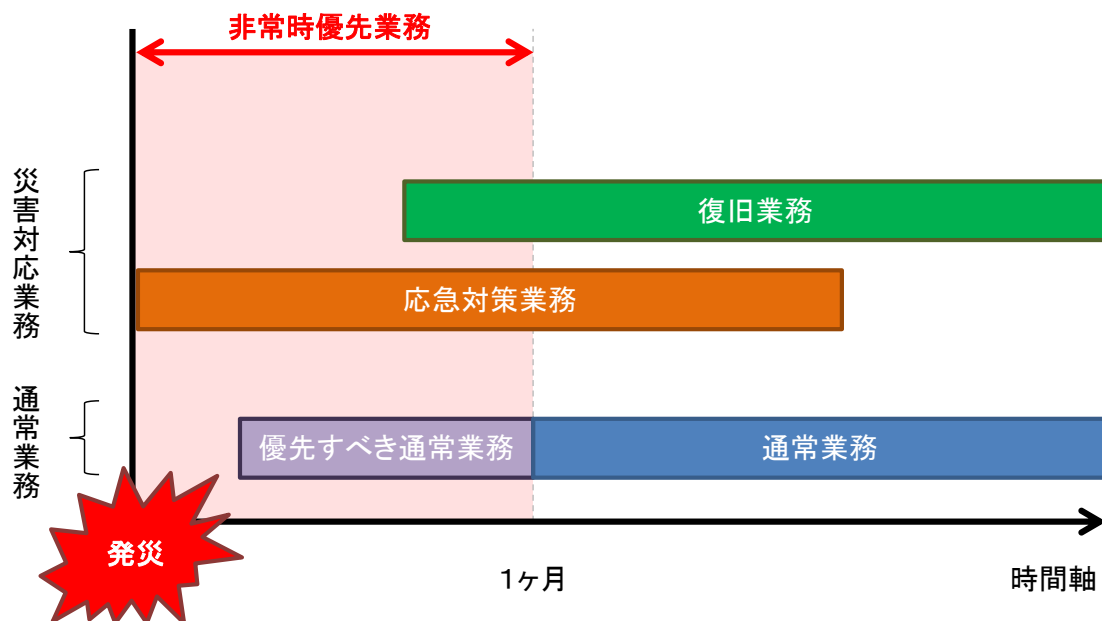


図1-3 非常時優先業務のイメージ図

大規模災害時において、行政機能の被災（職員の被災、庁舎等の機能低下）により、災害対応業務や優先すべき通常業務を遂行するための人的・物的な必要資源が制約されることから、非常時優先業務を選定する必要がある。

非常時優先業務は、各課等の業務を大規模災害時に実施すべき業務と中止すべき業務を選定し、さらに、実施する業務には、着手及び終了時期を決め、優先順位を付けることで特定する。

3 BCPと地域防災計画との関係

BCPと地域防災計画は、「災害に、組織としてどのように対応するか」という共通の目的を持っており、両者の役割をセットで考えるべきものである。

地域防災計画ではどの部署が何をやるか（What）を中心に、BCPではだれがどのようにやるか（How）を中心に記載するという特徴がある。

BCPと地域防災計画の特徴については、表のとおりである。

項目	地域防災計画	BCP
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画。(実効性を確保するための計画。)
策定主体	東海市防災会議	東海市役所
実施主体	東海市役所、各防災関係機関、事業者、市民等	東海市役所
行政の被災	行政の被災は、特に想定していない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を判定し、利用できる必要資源を前提に計画する。
対象業務	予防業務、応急対策業務、復旧業務等の災害対策に係る業務を対象とする。	優先度の高い通常業務、応急対策業務、早期に実施すべき復旧業務等の非常時優先業務を対象とする。
業務開始目標時間	目標時間が設定されていない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。)
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保のための対策は、検討されていない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

4 南海トラフ地震臨時情報の取扱い

令和元年（2019年）5月から南海トラフ地震臨時情報の提供が開始されたことに伴い、「東海市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針（令和3年（2021年）7月策定）」との整合を図り、南海トラフ地震臨時情報発表時の非常時優先業務を明確にする。

5 本計画の対象とする組織の範囲

本計画の適用対象組織は、東海市役所（総務部、企画部、市民福祉部、環境経済部、都市建設部、水道部、消防本部、会計管理者、教育委員会、監査委員事務局、農業委員会、議会事務局）とする。

(※ 選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会は総務部総務法制課が所管。)

6 本計画の発動と解除

項目	基準
発動	<p>1 気象庁により、愛知県西部に震度6弱以上の地震が発生したと発表されたとき（第5非常配備）は、本計画に定める体制を自動発動する。 震度5強以下の地震が発生した場合であっても、本部長の指令によって本計画に定める体制を発動する。</p> <p>2 気象庁により、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、本計画に定める体制を自動発動する。</p>
解除	<p>1 本計画に定めた業務が完了又は沈静したと本部長が認めたときに、本計画に定める体制の解除を指令し、その時点をもって非常時の業務継続体制を解除する。</p> <p>2 次の状況において、本計画に定める体制の解除を本部長が指令し、その時点をもって非常時の業務継続体制を解除する。</p> <p>(1) 気象庁により、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されてから後発地震が発生しないまま2週間が経過したとき</p> <p>(2) 気象庁により、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されてから後発地震が発生しないまま1週間が経過したとき</p> <p>(3) 気象庁により、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき</p>

参考：南海トラフ地震臨時情報発表時の非常配備体制

種類	体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	第2非常配備
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	第4非常配備
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	第3非常配備

7 本計画の基本方針

① 市民の生命、身体及び財産を守るため、優先度の高い業務から着手する。

発災時、行政機能の被災により必要資源に制約が生じるため、限られた職員によって災害対応業務を実施することとなる。

また、災害対応業務だけでなく、市民の生命を維持するためのライフラインとなる業務等、災害時においても停止することができない通常業務を継続する必要もある。

そのため、あらかじめ発災時において実施すべき業務の選定を行い、迅速に対応することにより、市民の生命、身体及び財産を守るものとする。

② 市民にいち早くサービスを提供するため、通常業務については、可能な限り縮小又は停止をし、まずは災害対応業務を実施する。

大規模災害では、業務量が急激に増加し、極めて膨大な災害対応業務を迅速に実施しなければならず、通常業務の縮小又は停止が求められる。限られた職員の中で、集中して災害対応業務を実施することにより、業務立ち上げの時間短縮や発災直後の業務レベルの向上が期待できる。

なお、通常業務については、災害対応業務の状況を踏まえつつ、優先度の高い業務から再開を進め、順次、通常の業務体制への移行を図る。

③ 平常時から、全庁的な取組みとして、課題と対策の進捗状況を随時検証し、業務継続力の向上を図る。

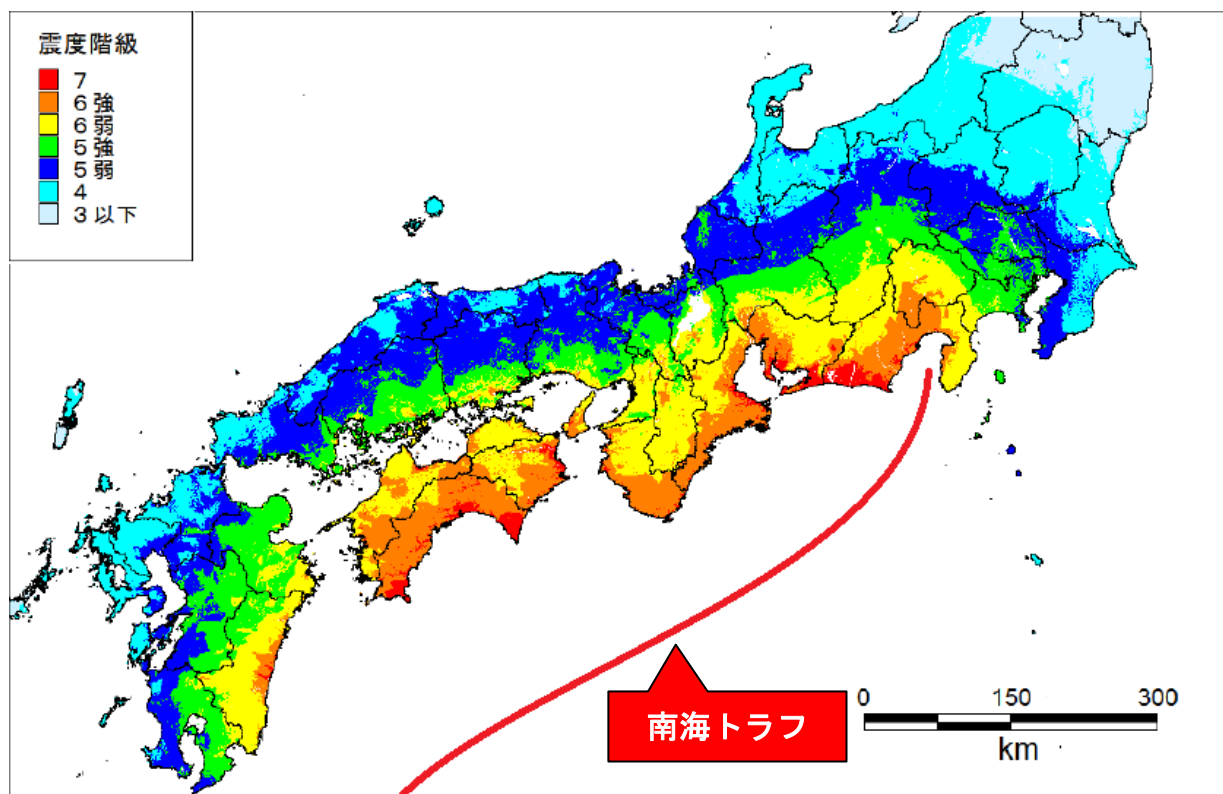
毎年度の組織、事務分掌等の改正及び災害に関する新たな知見等を反映するなどした計画の見直しを繰り返し行うことにより、本計画を実効性のある状態に保つものとする。また、計画を見直すことにより、大規模災害における本市の具体的な対応や行動について、職員が考える機会となる。

職員それぞれが、非常時優先業務を繰り返し見直す中で、防災能力及び意識の向上が期待でき、大規模災害において、たとえ指示・命令を受けられない状況であったとしても、今自分は何をすべきかを考え、職員として求められる行動をとることができるようになる。

第2章 計画策定の前提条件

1 想定地震と条件

本市において大規模な被害を及ぼすと考えられる地震は、東海地震・東南海地震・南海地震が連動した場合の地震である、南海トラフ地震である。

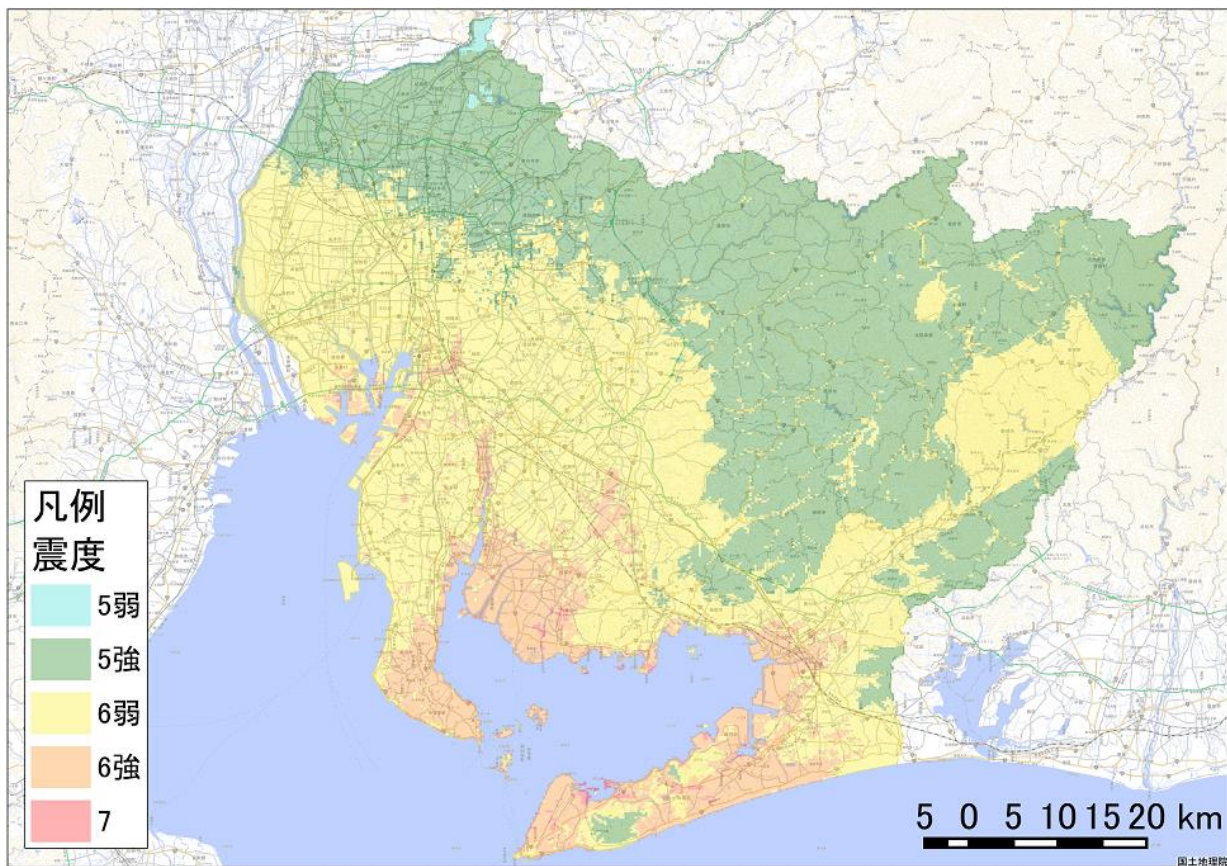


(内閣府中央防災会議防災対策推進検討会議資料より)

図2-1 南海トラフ地震 全国震度分布

本計画では、愛知県が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年（2014年）5月）」（以下「愛知県被害予測結果」という。）に準じ、愛知県が地震・津波対策を進める上で軸となる「過去地震最大モデル」を取り上げることとする。

ただし、事前対策等において、市民の生命に影響を及ぼす施策については、「理論上最大想定モデル」を取り上げることとする。



(愛知県被害予測調査結果「過去地震最大モデル」より)

図2-2 南海トラフ地震 愛知県震度分布

想定時間帯については、以下の3種類がある。

季節時間帯	想定される被害の特徴
冬深夜 5 時	多くの方が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れる。
夏昼 12 時	オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。
冬夕方 18 時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。

発災の季節、時間帯により、被害の程度はもちろんのこと、職員の参集状況、対応方法などに大きく影響するため、発生時期・時間帯の違いによる状況の違いを考慮し、また勤務時間中及び勤務時間外の両方の業務について考える。

2 被害想定

(1) 本市全般における被害想定

愛知県被害予測結果を参照し、想定地震による被害想定を以下のとおり整理した。

本市の西側の広範囲の地域では、液状化する可能性が高く、家屋やライフライン等の被害が多く発生すると予想される。

また、名和町の蓮池交差点から北側及び大田町の太田川駅から西側、養父町の信濃川河口域においては、津波による浸水が広範囲になることが予想され、救出救助及び応急復旧が困難になる可能性がある。

項目	被害想定
震度	最大震度 6 強の揺れを想定する。
液状化	市内の各地で大規模な液状化現象が発生すると想定する。 特に、国道 247 号線（常滑街道）より西側（臨海工業地帯を含む）、池跡、水田跡などで発生しやすい。 地盤では、噴砂、噴水の発生や、建物が傾斜・倒壊して、沈み込み現象を起こすことがある。 道路上に、マンホールが浮き上がることもある。
浸水（津波）	盛土構造物（土堰堤）沈下、堤防倒壊の場合を想定。最大津波高 3.2 m、最短津波到達時間 99 分、浸水深 1 cm 以上 209 ha。
人的被害	死者数は、建物倒壊 70 人（内、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による死者数は 10 人。）、浸水・津波 40 人（内、自力脱出困難 10 人、逃げ遅れ 30 人。）、建物火災 10 人の合計約 100 人と想定する。
建物被害	揺れによる倒壊が 1,300 棟、液状化が 70 棟、浸水・津波が 100 棟、急傾斜地崩壊が 10 棟、火災による焼失が 1,100 棟の合計約 2,700 棟と想定する。
交通機能	揺れと液状化に伴い、鉄道、道路上において車両事故が発生する可能性がある。 通行が困難になり、輸送に支障が出て、緊急輸送道路が通行できるまでに 3 日程度要すると想定する。

◆人的被害及び建物被害については、端数処理を行っているため、各項目の和と合計が一致しないもの。

ライフライン	<p>上水道は、被災直後で約 9 割が断水すると想定する。また、95%が復旧するのに約 6 週間を要する。</p> <p>下水道は、発災 1 日後で処理人口の約 6 割が利用困難と想定する。また、95%が復旧するのに約 3 週間を要する。</p> <p>電力は、被災直後で約 9 割が停電すると想定する。また、95%が復旧するのに約 1 週間を要する。</p> <p>固定電話は、被災直後で、需要回線数の約 9 割の通話支障を想定する。また、95%が復旧するのに約 1 週間を要する。</p> <p>携帯電話は、基地局の非常用電源による電力供給が停止する発災 1 日後に、停波基地局率が最大約 8 割に達すると想定する。また、基地局の 95%が復旧するのに約 1 週間を要する。</p> <p>都市ガスは、被災直後で需要戸数の約 1 割が供給停止となると想定する。また、95%が復旧するのに約 2 週間を要する。</p> <p>LP ガスは、被災直後で、需要世帯数の約 2 割で機能支障が生じると想定する。また、95%が復旧するのに約 1 週間を要する。</p>
--------	---

(2) 市庁舎等の資源調査

平成 27 年度（2015 年度）に調査した結果、市庁舎、保健福祉センター・健康ふれあい交流館、商工センター、中央図書館、芸術劇場及び消防本部の設備、情報システム等の資源については表のとおりとなった。

大規模災害時には、市庁舎に災害対策本部を設置することになるが、仮に市庁舎が倒壊等で使用できなくなった場合は、他の施設に災害対策本部を移して災害対応を行うこととなる。

庁舎等の資源調査シート		A 市庁舎 東海市中央町一丁目1番地		B 保健福祉センター・健康ふれあい交流館 東海市荒尾町西廻間2番地の1	
		整備状況等	備考	整備状況等	備考
想定震度		6強		6弱	
液状化の危険性		計算対象外		計算対象外	
津波浸水		なし		なし	
建物・執務場所	建築年	S54年		H8年	
	耐震性	あり	Is値 高層棟 0.87 低層棟 0.727	あり	非構造部材の耐震改修は未実施
	水没の危険性がある設備等	地下に電気設備あり	浸水の可能性は低い	なし	浸水の可能性は低い
エレベーター		3台	電力復旧まで使用不可	4台	電力復旧まで使用不可
上水道		貯水槽に蛇口有り 受水槽:90,000ℓ	非常用発電が回れば使用可	受水槽:88,000ℓ	電力復旧まで使用不可
下水道		発災時は使用不可	非常用発電が回れば使用可だが、下水道施設の復旧が必要	なし	浄化槽 1,600人槽(停電時は使用不可)
空調		電力復旧まで使用不可		都市ガス電力復旧まで使用不可	
発電機、無停電電源装置の有無		非常用発電機あり	燃料:軽油 容量:15,000ℓ 消費量:189ℓ/h 約79h稼働 ※建物全体に電力供給	非常用発電機あり	燃料:軽油 容量:490ℓ 消費量:49ℓ/h 約10h稼働 ※消防設備及び非常灯に電力供給 ※消防設備及び非常灯に電力供給
電話、電話交換機、FAX	保守契約	あり	中央電気工事株式会社	あり	指定管理者(指定管理者は高見通信工業(株)へ依頼)
	PBX設定情報バックアップ	なし		なし	
	PBX電池、停電対応電話有無	なし		なし	
	システム復旧手順書	なし		なし	
施設内及び施設周辺の公衆電話		市民ホール:1基		施設内:1基、駐車場入口:1基	
PC・OA機器	ハードウェア保守契約(代品有無)	あり	(株)エヌ・ティ・ティ・データ東海	なし	
	システムバックアップテープ	あり		なし	
	データバックアップテープ	あり		なし	
	システム復旧手順書	あり		なし	
	バックアップテープの保管場所	庁舎 遠隔地		なし	
	バックアップテープの遠隔保管	あり		なし	
	バックアップテープシステムの有無	なし		なし	
	外部サービスの利用/コンピュータをデータセンターに設置	なし		なし	
	免震装置	あり	免震台の上にサーバラックを設置	なし	
その他(衛星携帯、無線機等)	なし		なし		
インターネット、専用線	利用キャリア、サービス品目、サービスレベル	専用IP-VPN網		専用IP-VPN網	
	社屋への引き込みルート上の危険物、局舎からの距離	電柱から建物に引き込み		電柱から建物に引き込み	
	携帯台数、利用キャリア	なし		なし	
	その他(衛星携帯、無線機等)	あり		あり	

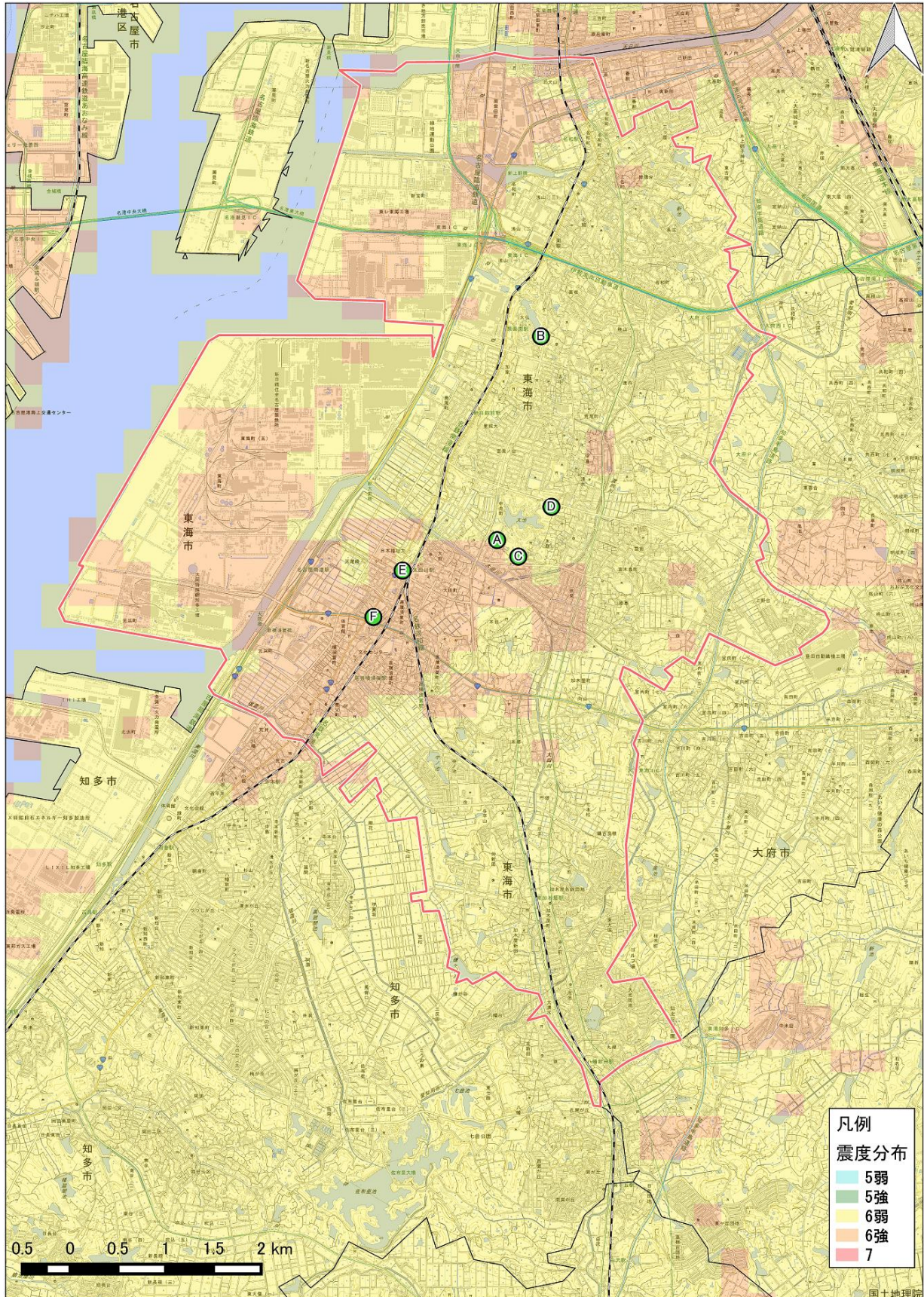
◆ PBX は、英語の「Private Branch exchange」を略したもので、日本語では、「構内交換機」や「回線切替機」と呼ばれており、企業など組織内の電話機を公衆電話回線網に接続して使用する際に使われる中継機器のこと。

庁舎等の資源調査シート		C 商工センター 東海市中央町四丁目2番地		D 中央図書館 東海市中央町三丁目2番地	
		整備状況等	備考	整備状況等	備考
想定震度		6弱		6弱	
液状化の危険性		計算対象外		計算対象外	
津波浸水		なし		なし	
建物・執務場所	建築年	H4年		S52年	
	耐震性	あり		あり	Is値 1階 2階 長辺 1.19 1.37 短辺 1.06 0.98
	水没の危険性がある設備等	なし	浸水の可能性は低い	なし	浸水の可能性は低い
エレベーター		1台	電力復旧まで使用不可	2台	電力復旧まで使用不可
上水道		高架水槽:2,000ℓ		受水槽:4,000ℓ 高架水槽:2,000ℓ	受水槽は電力復旧まで使用不可
下水道		発災時は使用不可		発災時は使用不可	
空調		電力復旧まで使用不可		電力復旧まで使用不可	
発電機、無停電電源装置の有無		非常用発電機あり	燃料:軽油 容量:20ℓ 消費量:約7ℓ/h 約2.8h稼働 ※排煙口機動に電力供給		
電話、電話交換機、FAX	保守契約	あり	高見通信工業㈱	なし	
	PBX設定情報バックアップ	あり		なし	
	PBX電池、停電対応電話有無	あり		停電対応電話あり	28年度の電話機器更新後は、なし
	システム復旧手順書	なし		なし	
		施設内及び施設周辺の公衆電話		大池公園北東駐車場横に1基	
PC・OA機器	ハードウェア保守契約(代品有無)	なし		なし	
	システムバックアップテープ	なし		なし	
	データバックアップテープ	なし		なし	
	システム復旧手順書	なし		なし	
	バックアップテープの保管場所	なし		なし	
	バックアップテープの遠隔保管	なし		なし	
	バックアップテープシステムの有無	なし		なし	
	外部サービスの利用/コンピュータをデータセンターに設置	なし		なし	
		免震装置		なし	
		その他(衛星携帯、無線機等)		なし	
インターネット、専用線	利用キャリア、サービス品目、サービスレベル	なし	商工会議所は、メディアス回線引き込み	専用IP-VPN網	
	社屋への引き込みルート上の危険物、局舎からの距離	なし		電柱から建物に引き込み	
	携帯台数、利用キャリア	なし		なし	
	その他(衛星携帯、無線機等)	あり		あり	

庁舎等の資源調査シート		E 芸術劇場 東海市大田町下浜田137番地		F 消防本部 東海市高横須賀町新田1番地の1	
		整備状況等	備考	整備状況等	備考
想定震度		6強		6強	
液化化の危険性		極めて低い		極めて高い	
津波浸水		なし		なし	
建物・執務場所	建築年	H27年		H3年	
	耐震性	あり		あり	
	水没の危険性がある設備等	地下に消火ポンプ室、MDF室、受水槽室、駐車場管理室、機械室あり	浸水の可能性は低い	雨水タンク	液化化の危険性がある
エレベーター		5台	電力復旧まで使用不可	1台	電力復旧まで使用不可
上水道		受水槽:24,000 ℓ	給水ポンプは非常用回路。(タンクが正常であり貯水がある場合に限る)	高架水槽:23,000 ℓ 受水槽:8,000 ℓ	受水槽は電力復旧まで使用不可
下水道		発災時は使用不可	配水ポンプは非常用回路。(本管満水時は使用不可。)	発災時は使用不可	
空調		電力復旧まで使用不可		電力復旧まで使用不可	
発電機、無停電電源装置の有無		非常用発電機あり	燃料:A重油 容量:1,950 ℓ 消費量:214 ℓ/h 約9h稼働 ※消防設備及び非常灯に電力供給	非常用発電機あり	燃料:軽油 容量:95 ℓ 消費量:約10 ℓ/h 約10h稼働 ※コンセント回路系統に電力供給
電話、電話交換機、FAX	保守契約	なし		あり	㈱富士通ゼネラル
	PBX設定情報バックアップ	なし		あり	
	PBX電池、停電対応電話有無	なし		あり	
	システム復旧手順書	なし		なし	
	施設内及び施設周辺の公衆電話	施設内なし	太田川駅付近に数箇所あり。		
PC・OA機器	ハードウェア保守契約(代品有無)	なし		あり	(株)エヌ・ティ・ティ・データ東海
	システムバックアップテープ	なし		あり	※庁舎一括管理
	データバックアップテープ	なし		あり	※庁舎一括管理
	システム復旧手順書	なし		あり	
	バックアップテープの保管場所	なし		庁舎 遠隔地	※庁舎一括管理
	バックアップテープの遠隔保管	なし		あり	※庁舎一括管理
	バックアップテープシステムの有無	なし		なし	
	外部サービスの利用/コンピュータをデータセンターに設置	なし		なし	
	免震装置	なし		なし	
その他(衛星携帯、無線機等)	なし		なし		
インターネット、専用線	利用キャリア、サービス品目、サービスレベル	専用IP-VPN網		専用IP-VPN網	
	社屋への引き込みルート上の危険物、局舎からの距離	電柱から建物に引き込み		電柱から建物に引き込み	
	携帯台数、利用キャリア	なし		なし	
	その他(衛星携帯、無線機等)	あり		あり	

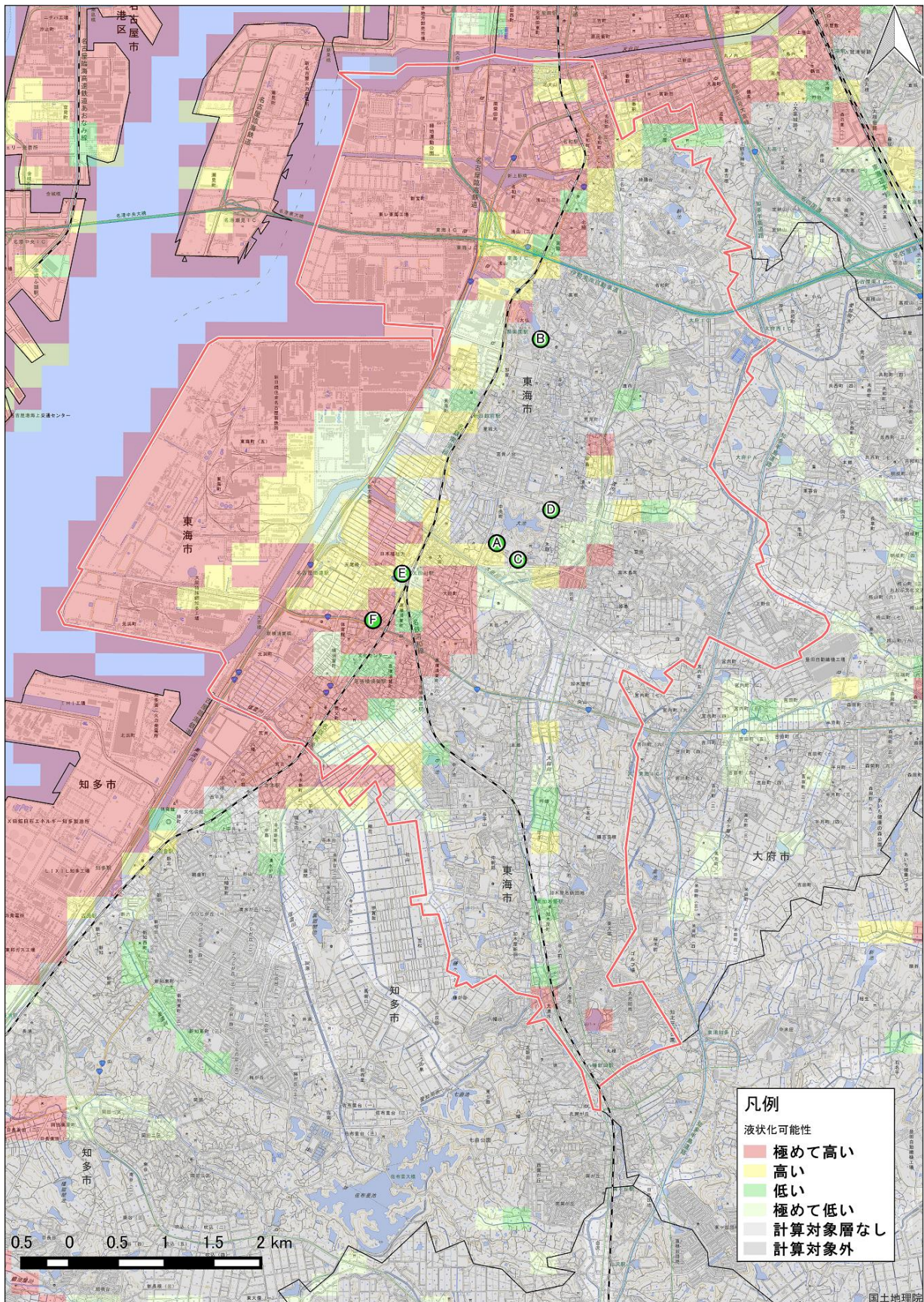
【震度分布図】

ほとんどが6弱の想定だが、北及び南西の地域においては6強の想定である。



【液状化分布図】

本市の西側半分は液状化する危険がある。



【液状化分布図 市役所周辺】

芸術劇場や消防本部周辺は液状化する可能性が高い。

